

砺波市移住人財バンクの流れ（求人者用）

1 砺波市移住人財バンク登録申込書兼求人申込書の記入

- ・ 砺波市移住人財バンク登録申込書兼求人申込書（以下「申込書」という。）は砺波市移住人財バンク（以下「人財バンク」という。）への登録申込と求人申込を兼ねた申込書です。
- ・ 有効期間は提出日から3か月です。
- ・ 人財バンクの対象は、勤務地が砺波市内及び砺波市に隣接する市（富山市、高岡市、射水市、小矢部市、南砺市）の求人です。
- ・ 求職者は、砺波市へのU I Jターンを考えている方及びU I Jターン後1年以内の方です。
- ・ 該当欄はもれなく記入してください。また□の欄にはレ点を記入してください。

2 求職者情報の提供

- ・ 求職者の情報は砺波市移住定住応援サイト「やっぱり砺波で暮らそう。」の専用ページ（以下「専用ページ」という。）でご確認ください。
- ・ 有効期間中、新規に求職者の登録があれば、その都度ご連絡します。
- ・ 専用ページに掲載されている求職者情報以外の詳細情報が必要な場合は、求職者の同意が得られたものに限り、情報を提供します。
※ 人財バンクでは個人情報（年齢、性別含む）を提供することができません。
採用選考にあたり、履歴書等でご確認ください。

4 求人情報の提供

- ・ 求人情報の提供を希望する求職者へ、求人情報を提供できます。求職者への情報提供を希望する場合は、申込書の該当欄にレ点を記入してください。
- ・ 求職者には「となみ企業ガイド」のPRも行います。登録や掲載内容の更新をお願いします。（となみ企業ガイドについては砺波市商工観光課までお問合せください。）

5 マッチング

- ・ 人財バンクは求職者情報を公開し、求人者側からスカウトを行うマッチング事業です。面接等を希望する求職者があれば、運営者へご連絡ください。
- ・ 求職者への求人情報の提供を希望された場合は、求職者からの応募がある場合があります。求人への応募があった場合は、運営者より連絡します。

6 紹介結果の報告

- ・ 人財バンクを介したマッチングにより求職者の選考を行った場合は、紹介結果（採用、不採用）を所定の様式により報告してください。
- ・ 求職者を無期雇用で採用した場合は、6か月以内の離職状況を所定の様式により報告してください。

※注意事項※

- (1) マッチング後は、双方の協議に基づき面接の日程調整等を進めてください。
最初の連絡は求職者側から行います。
- (2) 人財バンクの求人登録だけでは、厚生労働省の助成事業等の対象にはなりません。
- (3) 求職者は砺波市への定住のために求職活動をしている方です。
砺波市外及び県外への転勤につきましては、格段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

砺波市移住人財バンク運営者（お問合せ先）

砺波市企画調整課砺波暮らし推進班

TEL : 0763-33-1111 FAX : 0763-33-5325 E-mail : kikaku@city.tonami.lg.jp